

医 政 発 0403 第 5 号
令 和 8 年 4 月 3 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 62 号）については、別添のとおり公布され、令和 8 年 3 月 31 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条第 1 項及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、医師又は歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならないこととされており、その記載事項としては、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 23 条及び歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）第 22 条において、病名及び主要症状（各第 2 号）等が定められている。
- 令和 6 年 6 月より厚生労働省医政局において開催された「美容医療の適切な実施に関する検討会」において、美容医療を行う医療機関において、診療録に記載する必要のある事項が適切に記載されていない事例があり、保健所等における問題事例の把握を困難としていることが報告された。これを踏まえ、同年 11 月にとりまとめられた同検討会報告書において、「厚生労働省において、保健所等が立入検査等を行った際に指導等を実効性を持たせる観点

から、診療録について、患者の主訴や希望する処置といった各診療の実態を確認するために必要な内容を記載させる必要がある」とされたところである。

- 美容医療以外の一般の医療は、傷病の予防や治癒、症状の軽減や機能回復等を目的として行われるものであり、客観的に確認することができる患者の症状に基づいて治療が選択されるのに対し、美容医療は、美容を目的とした治療であることから、患者の個人的・抽象的な要望・悩みを把握した上で治療が選択される。
- こうした特性を踏まえ、今般、美容医療を行う場合に診療録に記載されるべき内容を明確化する省令改正を行う。

2. 改正の概要

- 医師法施行規則第 23 条第 2 号及び歯科医師法施行規則第 22 条第 2 号において規定している記載事項について、美容医療を行う場合にあっては、患者の主訴や希望する治療の内容が含まれる旨を明確化する。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

- 施行期日：令和 8 年 3 月 31 日

○厚生労働省令第六十二号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）を実施するため、医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日
厚生労働大臣 上野賢一郎

医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令
（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
第二十三条 診療録の記載事項は、次のとおりとする。			第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。		
一 （略）			一 （略）		
二 病名及び主要症状（美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減ずるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあっては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。）			二 病名及び主要症状		
三・四 （略）			三・四 （略）		

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二十二条 診療録の記載事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 病名及び主要症状（美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整えるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあっては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。） 三・四 (略)	第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。 一 (略) 二 病名及び主要症状 三・四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。